

【海外出張】

ネパール出張の報告

国際協力部調査員

磯 井 美 葉

第1 はじめに

ネパールに対しては、2009年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）が民法の起草・普及支援や裁判所能力強化支援を行ってきており、当部も調査団への参加や国別研修の受け入れなど深く関与してきた。特に2018年に裁判所能力強化プロジェクトが終了した後は、当部独自の活動として、ネパール国家司法学院（National Judicial Academy of Nepal、以下「NJA」という。）の要望により、裁判官向けの研修に協力し、民法や訴訟実務などをテーマに、毎年現地セミナー（コロナ流行時はオンラインセミナー）を開催している。

今年度も、NJAとの共催で、民法の特に財産法に焦点を当てて、比較法的知見を提供し、現地における運用の改善を目指す目的で、現地セミナーを開催した。

加えて、現在JICAにおいて、新たに民法逐条解説書の作成支援を内容とする技術協力プロジェクトを準備中であるところ、2024年3月のアドバイザー離任以降、新プロジェクトの開始までは、同国に対する日本の法制度整備支援案件が存在しない状況であり、この期間の現地関係者の協力関係を維持することと、逐条解説書の作成に向けて、現地セミナーでの双方向の議論を通じて、実務的な運用に関する情報を収集することも、本出張の重要な狙いの一つであった。

第2 出張の概要

1 出張者

松尾 弘 （慶應義塾大学法科大学院教授、前ネパール民法アドバイザーリーグループ委員長）

糺谷 昌昭（総務企画部国際事務部門統括国際専門官）
当職

2 日程

（2024年）

12月28日（土） 移動

29日（日） 最高裁判所弁護士会訪問、トリブバン大学法学部訪問

30日（月） 現地セミナー第1日目

31日（火） 現地セミナー第2日目

（2025年）

1月 1日（水） カトマンズ地区カランキ区土地登記局訪問、移動
2日（木） 移動

なお、今回の出張日程は、セミナー講師を依頼した松尾教授の多忙なスケジュールの合間を縫って年末年始にあたり、ネパールではビクラム暦により日本の4月中旬が年始となり、日本の年末年始は9番目の月の中旬となる。そのため、公的機関は休みではなく、通常通り業務を遂行することができた。

第3 出張結果

1 現地セミナー

12月30日・31日の2日間にわたり、ネパール最高裁判所の会議室において開催され、25名（地裁判事6名、裁判所職員15名、NJA職員3名、法・司法省職員1名）の参加を得た。講師はJICAネパール民法アドバイザーグループの委員長として2009年からネパール民法の起草・普及支援を主導されている松尾弘教授である。

1日目は財産権をテーマとし、ネパール特有の制度である家族財産と、経済発展に伴い意識されるようになった個人財産について、両者の区別がわかりにくく、家族財産の分割に際して紛争が生じやすいこと、第三者との関係で取引の安全上問題が生じることなどを問題提起した。参加者に質問を投げかけながら進められ、裁判官らのコメントでは、現場では当事者の利益とのバランスを図るためそれぞれに工夫していることも窺われた¹。

2日目は、民法に新しく整理して導入された土地利用権と地役権について、日本法も紹介しながら活用の具体例を示唆した。また、ネパール民法では財産権に関する章にハウズレント（家屋貸借）の規定がある一方、契約に関する章にリース契約の規定があるため、これらの適用関係なども問題提起した。

いずれも、ネパール側でも民法の運用にあたって課題の多い点であったため、日本の実務を含めた問題意識を共有できたことに加え、ネパールの実務や解釈に関する疑問点につき、現役の裁判官及び裁判所職員からのコメントを聞くことができ、有益であった。

なお、終了後にアンケートを配布し、参加者のうち14名から回答を得たが、「セミナーで得られた知識」として、「土地使用権や地役権について理解が深まった」「民法の条文を分析的に検討する手法を学べた」等、また、「今後希望するテーマ」として、家族・夫婦の財産、不法行為、刑法等、自由記述では、「継続的に参加したい」「グループディスカッションができてよかった」「比較法を通じて共通の理念を探りたい」などのコメントがあった。

¹ 具体的には、家族の権利を無視して処分された財産は、家族構成員から請求があれば原則として返還を命ずるが、第三者に対して別の財産から補償ができないか探る、夫との関係では個人財産とされる女性の財産に対して、子供から生前に家族財産として分割請求があった場合、いずれは相続されることを勧告して分割請求を否定するなど。

セミナーの開催に当たっては、最高裁とN J Aのスタッフが諸々の運営を担い、2日間の昼食とコーヒブレイクも先方負担で手配してくれた。



セミナー参加者の様子（グループディスカッション）

2 弁護士（最高裁弁護士会メンバー）との協議

ネパールでは裁判所ごとに単位弁護士会が存在するところ、今回は最高裁判所弁護士会²のメンバーと民事法の運用について意見交換した。主なコメントは下記のとおりである。

- ・新民法が婚姻年齢を男女とも20歳としたのは、ネパール社会の実情に照らすと遅すぎ、当事者に婚姻の合意があっても、カーストなどを理由に反対する親族が、この条項等を盾に男性を強姦罪で訴追する事例が多いという問題がある。
- ・（民法ではなく民訴法だが）新制度では訴訟係属の前に、管轄、訴えの利益、時効の3点を審査する事前ヒアリングの手續が設けられたが、実体法的な判断を伴うにもかかわらず、上訴が1回しか認められない上に、地裁・高裁の判断は合理的でない場合も多いため、当事者の裁判を受ける権利が侵害されている。
- ・財産制度にはまだ問題点も多い。条文上は女性が優遇されているが、実際の女性の権利意識は人・地域・民族によってさまざまである。現行民法では女性の権利が強すぎ、遺言制度の導入の妨げになっている（ネパールでは、民法草案に入っていた遺言制度が、女性活動家の反対により、議会審議の過程で削除された）。
- ・「登録されていない土地売買の合意は、特定履行を強制できる『契約』ではない」と判断した2019年の最高裁判決³については、実務家にも賛否両論あるが、弁護士としては最高裁判例には従っている。

² 2024年3月に日本の第二東京弁護士会と友好協定を締結している。

³ Tularatna Bajracharya v. Tara Shrestha Patrabansha、2019年7月14日（ビクラム暦2076年第3月29日）ネパール最高裁 Full Bench（7名）判決

3 トリブバン大学法学部教授との協議

トリブバン大学法学部（ネパール・ロー・キャンパス）も合わせて訪問し、教授陣6名と意見交換を行った。

主に前記（注1参照）の、『契約』の概念と登録の意義に関する2019年の最高裁判決についてネパール側の評価を聞き、参加者のひとりから、この点を分析されたご自身の英文の論文⁴も紹介して頂いた。

日本側には「未登録の合意は契約ではない」とする同判決の表現には少なからず違和感があるが、土地の売買合意をどの段階で契約と認めるか、契約と認めたとて、土地の引渡しという特定履行を認めるかについては、ネパールでもさまざまな議論があることがわかった。なお、2019年判決にも「この合意は契約である」とする反対意見（ただし履行を認めない結論には賛成）が付されている。

以下、現地での協議に加え、上記論文の内容も含めて土地売買に対するネパール側の考え方を紹介すると、背景として、民法制定前のムルキアイン（国民法）時代に、100ルピー以下の財産の移転は登録なしに移転できるという規定があったところ、これを悪用して無知な農民から土地の権利を不当に取得する事例が相次いだため、同規定は1978年に廃止され、それ以後は、価格に関わらず土地の移転は、土地登記事務所（Land Revenue Office）で登記官の面前で支払代金の金銭も数え、登録して初めて効力を生ずることにした経緯があり、土地の移転を強制するのに慎重な傾向があるようである。また、2019年の事例では、カトマンズの激しい地価高騰の中での紛争であったことの影響もありそうである。

一方で、特定履行を命じた判決も過去にいくつもある。また、2006年に最高裁が、契約責任を否定し、違反金と前払金の返還も認めない判決⁵を出したときには、大きな批判が起こり、ネパール弁護士会がこれに反対する決議を出したそうである。

ただし、これらの事例の現地語の判決内容までは確認未了のままだが、一般的に未登録の不動産売買合意を「契約でない」とすることにはやはり違和感があり、相手の無知や価格の著しい高騰による不公平を是正するのは別の理論であるべきではないか、という印象を持った。

今回の協議では、上記のほかに、ネパール民法では消滅時効あるいは出訴期間が数か月とされていることが多く、短すぎるのではないかという日本側の問題意識に対して、ある教授から「詐欺などの場合、現行民法では6か月だが、5年ぐらいにすべき」とのコメントがあった。実務家との議論では「規定がそうになっている」「これまでずっとこの程度だった」という反応がくることも多いが、学者には短いと考えている人もいることがわかった。

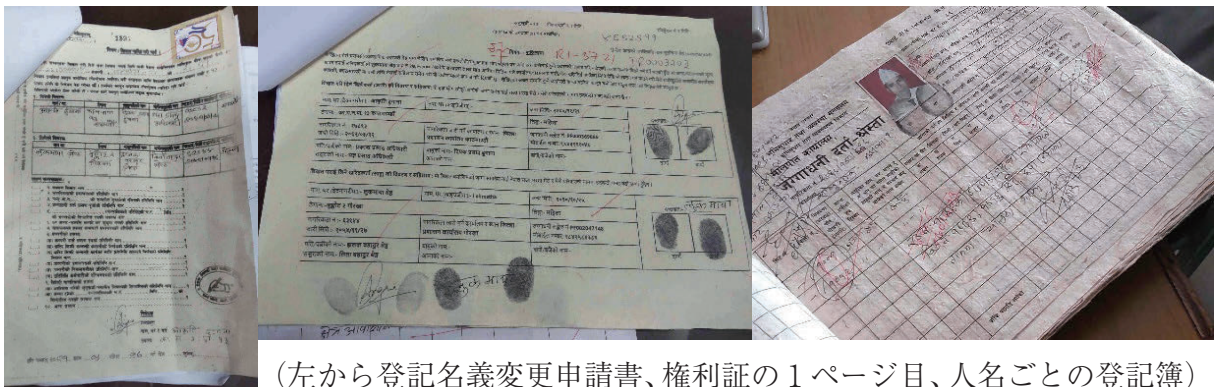
⁴ “Remedy of Specific Performance and Recent Decision of Supreme Court : An Analysis” , Prof. Bijaya Prasad Mishra (NJA Law Journal, 2022)

⁵ Bir Sankar Kasai v. Anita Lama, Nepal Kanoon Patrika (判例集) 2063、事件番号7673

4 不動産登記所見学

1月1日には、カトマンズ市カランキ区にある土地登記事務所（Land Revenue Office）を訪問し、土地取引やその他の証書の登録について、所長からご説明頂いた。

土地の所有権移転手続は、必要書類（権利証（Deed）、身分証明書、税の支払い証明書）を提出することで行われ、オフィサー及び所長の確認を経て、書類などに問題がなければ約90分で完了する。Deedは土地管理事務所（Land Management Office、土地登記事務所とは別）にある Land Service System の専用ソフトを用いて作成される。この書類の性質は契約書なのかと確認したところ、「契約は将来の行動を互いに約束するものだが、この書類を作成するときにはすでに取引が行われているので、Deedである」という回答であった。なお、所有権移転の効果の発生時期は、「代金支払を確認して、登記官が署名したとき」とのことである。



（左から登記名義変更申請書、権利証の1ページ目、人名ごとの登記簿）

相続登記は、通常、司法書士のような役割の人（弁護士とは異なる）が相続人間の書類を作成した後、全員が登記官の前で署名して実行する。全員が揃っていないと思われる場合は新聞で公告をした後、申請人に名義移転するが、4分の1ぐらいが後日紛争になるそうである。

土地の登記は、大きく地区でファイルを分けたうえで、人名ごとに管理されているとのことである。

担保設定に関する登記は、紙媒体での記録は廃止され、デジタルデータで管理されているが、年度末にはこれを印刷して、アルファベット順に綴じる形式が予定されている。

土地登記事務所では、土地紛争について双方当事者から話を聞いて、事実上調停するようなことも少なからず行われている。



(登記事務所所長（右端）と）

第4 所感

松尾教授の講義では、事前に設定した質問を参加者に投げかけながら進めて頂き、現場の裁判官が、具体的な当事者の利益のバランスで悩んでいる様子もうかがえた。また、大学教授らとのディスカッションでは、2019年の判決を分析した論文の情報も含め、土地売買に関するネパールの考え方の一端を知ることができた。

ただ、これら一連のやり取りや、当職がこれまでネパールの裁判について見聞きしたことも含めると、土地所有権の移転を認めるか否か、ある財産を家族財産として分割請求を認めるか否かなどの個々の事例の処理について、結論はともかく、そこまで導く論理の流れに違和感のあることも少なくない。今後もセミナーや注釈書作成の活動を通じて、もう少し意見交換してみたい。

今回は、松尾教授の講義や2019年の判決への問題意識を軸に、土地登記所の実務を見学することもできた。終業時刻をまたいだ時間帯に、熱心に業務を紹介してくれ、契約と Deed についても明確に説明してくれたことが印象的であった。

なお、今回の出張に限らず、ネパールではよくあることだが、アポを入れてもなかなか日程が決まらず、訪問先を含めた全体の日程が確定したのは現地到着後であった。結果的にはほとんどの場合、訪問依頼が実現されることも想定はしていたが、この間、はっきりしない現地の状況に応じて調整業務を行ってくれ、出張日程にも全面的に同行してくれた弁護士で元 JICA 法整備支援アドバイザーのコンサルタントである Aman Maharjan 氏に感謝している。